東京都登録の方

登録事項に変更がある場合 **講習お申込みの前に変更手続きを済ませて下さい**	取引士資格を登録した時、または前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先（業務に従事する宅地建物取引業者）」に変更がある方は、東京都に変更登録申請の手続きをして下さい。取引士証には現住所が記載されます。住所変更（区画整理、番地表示の変更を含む）がある方は必ず手続きをして下さい。市町村合併による変更がある方は下記窓口にご確認下さい。 ※取引士証（期限切れのものを含む）を紛失している方は東京都へ紛失届が必要です。 **≪問合せ・手続き先≫** ●東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課免許担当　☎　０３－５３２０－５０６３ ※住宅政策本部のホームページ（申請様式－宅地建物取引士について）にも案内が掲載されていますのでご参照下さい。（書類のダウンロード可）

来所による受付

○申込時に必要なもの

イ．**宅地建物取引士証交付申請書　２枚（コピー可、押印は不要）**
※申請書はダウンロード可　記入例をご参照下さい。
・協会にも用意してあります。

ロ．カラー顔写真　**※全部同一のもの　３枚**
（タテ３cm×ヨコ2.4cm。顔の大きさが２cm程度、正面、無背景、６ケ月以内に撮影）
※家庭用インクジェットプリンターで印刷した写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化の可能性のあるものは不可。　※規定に合わない場合は撮り直していただきます。

ハ．現　金　１６，５００円　（釣銭のないようにして下さい）
（内訳：受講料12,000円・交付手数料4,500円）

ニ．現在使用している取引士証（期限切れのものを含む）

ホ．新規の方は登録通知ハガキ

ヘ．返納受領書、変更登録申請等の控え

ト．紛失届を提出している方は受領印のある届けの控え

郵送による受付

① 郵送の際の事故には一切対応致しません。**必ず現金書留でお送りください。**
（現金と下記書類を一緒に現金書留封筒に入れてください）

○ 上記「来所による受付」の**イ～ハと同じ**

○ 現在使用している**取引士証のコピー**（期限切れのものを含む）
（住所変更済みで東京都により裏書してある場合は裏面もコピーしてください）
※新規の方は登録通知ハガキのコピー、返納している方は返納受領書の控えのコピー

○ 紛失届、変更登録申請を提出している方は受領印のある控えのコピー
（住所変更のみで取引士証に裏書してある場合は不要）

○ 受講希望日、日中連絡のつく電話番号を書いたメモ
（領収書に会社名を指定される方はその旨明記してください）

○ **返信用封筒** **定形封筒に返信先住所氏名を記入の上、８４円切手貼付のこと。**
折返し、受講票、領収書、説明書を送付いたします。

② 郵送先 〒102-0083 千代田区麹町５－３ 麹町中田ビル８階
(一社)全国住宅産業協会 TEL 03-3511-0611